

(様式 4)

製造事業計画書 (煙火製造所)

1 製造の目的

花火大会、神社の祭礼、その他の催し等において信号又は観賞の用に供するための煙火を製造する。

2 製造する火薬類の種類及び説明

- (1) 煙火又は煙火の原料用火薬若しくは爆薬
- (2) 煙火の構造及び組成又は原料用火薬若しくは爆薬の成分配合比の範囲は明細一覧表による。

3 煙火等の最大製造数量

	原料用火薬	原料用爆薬	がん具煙火を除く煙火	がん具煙火
1日	kg	kg	kg	kg
1月			kg	kg

4 従業者の員数 (危険工室における製造作業従事者数)

- (1) 通常 名
- (2) 噴出煙火等の製造時に雇用する臨時雇用 名以内

5 製造保安責任者の選任予定

	氏名 (年令)	免状の種類
製造保安責任者	(才)	種製造免状
同代理者	(才)	種製造免状
製造副保安責任者	(才)	種製造免状

6 所要火薬類又はその原料の調達方法

火薬類又は原料の種類		主な仕入先の名称	火薬類又は原料の種類	主な仕入先の名称
火薬類	星			
	音薬・割薬			
	発射薬			
	導火線			
原料	酸化剤			
	助燃剤			
	焰色剤			
	糊剤			
	包装材			

注 自家製造の場合は「仕入先」欄にその旨記載すること。

7 製品の貯蔵方法

火薬庫の種類		最大貯蔵量	火薬庫所在地
煙火火薬庫	1号庫	kg	
	2号庫	kg	
がん具煙火貯蔵庫	3号庫	kg	
	4号庫	kg	
	5号庫	kg	

8 製造施設の構造、位置及び設備

- (1) 製造所内に設ける標識、掲示板、警戒札及び危険区域の周囲に設ける境界柵（森林内に設ける場合は防火用空地を含む。）の位置は施設配置図（危険区域の設定は赤色で明示。）による。
- (2) 危険工室等から製造所外の保安物件に対する保安距離及び製造所内の他の施設に対する保安間隔並びに当該危険工室等の周囲に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁、防火壁又は常緑樹及び危険工室等を接続する場合の隔壁の構造は下記の事項並びに付近の見取図、施設配置図及び土堤等の立面図、平面図、断面図、配筋図及び基礎図による。
 - a 爆発の危険のある工室若しくは日乾場又は火薬類一時置場
別紙のとおり
 - b 発火の危険のある工室若しくは日乾場
別紙のとおり
- (3) 危険工室等の構造は下記の事項並びに正面図、平面図、側面図、配筋図及び基礎図による。
 - a 放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室
別紙のとおり
 - b 放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室以外の危険工室等の構造
別紙のとおり
- (4) 危険工室に設ける機械設備等は下記の事項並びに設備図、仕様書及び設備設置図による。
別紙のとおり
- (5) 危険工室の付近に設ける「消火の設備」の種類及び位置並びに危険工室等の入口に設ける「静電気除去設備」の構造及び位置は設備図、仕様書及び設備設置図による。
- (6) 乾燥工室の加温装置は設備図、仕様書及び設備設置図による。
- (7) 日乾場の乾燥台及び放冷設備は設備図及び設備設置図による。
- (8) 廃薬焼却場又は爆発等の試験場の位置は施設配置図による。
- (9) 危険区域内の火薬類の運搬車は手押し車を使用し、その構造は別図による。

(10) 火薬類一時置場に設ける避雷装置は下記の事項並びに配置配線図及び火薬類一時置場の保護範囲図による。

項 目		製 品 置 場	半 製 品 置 場
型 式		(避 雷 針 、 架 空 地 線)	(避 雷 針 、 架 空 地 線)
設 置 場 所 及 び 高 さ		() ・ 上 端 从 ち (cm)	() ・ 上 端 从 ち (cm)
突 針 又 は 架 空 線	直 径 × 長 さ 断 面 積	$\left(\begin{array}{c} \text{mm} \\ \text{mm}^2 \end{array} \times \text{mm} \right)$	$\left(\begin{array}{c} \text{mm} \\ \text{mm}^2 \end{array} \times \text{mm} \right)$
	材 質 及 び 抵 抗	() ・ (オーム)	() ・ (オーム)
避 雷 導 線 及 び 支 線	断 面 積 × 長 さ	(mm ² × mm)	(mm ² × mm)
	材 質 及 び 抵 抗	(× オーム)	(× オーム)
接 地 電 極	直 径 × 長 さ	(mm × mm)	(mm × mm)
	材 質 及 び 抵 抗	() ・ (オーム)	() ・ (オーム)

9 製造方法

- (1) 煙火の構造及び組成並びに1日及び1月に製造する最大数量並びに煙火の原料用火薬又は爆薬の成分配合比の範囲及び1日に製造する最大数量は2及び3により製造する。
- (2) 危険工室等には8の(2)の表a又はbで定める定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立入禁止とする。
- (3) 危険工室等には8の(2)の表a又はbで定める停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を超えて存置してはならない。
- (4) 火薬類の製造上、特に温度に関係ある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業を行う。
- (5) その他の製造方法は火薬類取締法施行規則第5条に規定される「製造方法の基準」による。

10 製造施設等竣工予定

年 月 旬

製 品 の 構 造

製品の種類	薬 量	構 造 図 (形 状 ・ 寸 法)	構 造 説 明

備考 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

